

平成 28 年 10 月 21 日

各位

MX モバイルリング株式会社

総務省による弊社代理店に対する是正命令等について

本日、弊社の代理店である株式会社オオサワ（滋賀県大津市）が、近畿総合通信局から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けるとともに、弊社及び株式会社 N T T ドコモが総務省から代理店への監督を徹底するように指導を受けました。これは、株式会社オオサワが携帯電話の契約の名義変更及び新規契約の締結に際して、譲受人等及び代理人の本人確認を法に規定する方法で行わなかったことによるものです。

弊社は、本件を踏まえ、株式会社オオサワに対して店舗の業務点検、再発防止に向けた社員への研修を実施するとともに、コンプライアンス体制強化の取り組みを要請しました。

弊社としましては、このような事態が発生しないよう、今後とも弊社代理店の携帯電話販売業務に対する監督の強化を図って参る所存です。

以上